

2008年10月 日

各市町村長 様
各市町村議會議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいっそう拡大し、国民のいのちと暮らししが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ね」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しが実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

<回答>

法に基づき住民の福祉増進を図っていきます。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

<回答>

介護計画策定にて見込んだ介護サービス量に対し、保険料を決定していく。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

<回答>

災害被害者等に対する減免のみ。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

<回答>

介護保険利用者負担額助成(町)、社会福祉法人利用者負担減免制度で対応。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限

なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

<回答>

一律な制限はせず、ケアマネージャーからの届出により個々の実情を考慮している。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

<回答>

施設等の建設は、保険料にも確実に影響があり、介護サービス量や利用者ニーズを考慮して計画的に行なっていきます。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

<回答>

訪問介護員養成講座受講料の一部を助成支援(一般会計にて対応)。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

<回答>

現在週3回(昼)配食を実施、会食はボランティア団体が実施。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

<回答>

生きがいデイサービス、高齢者移送サービスを実施(一般会計財源)

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

<回答>

従来どおり介護度及び主治医意見書等による判定。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

<回答>

個々の介護認定状態で判定するため個別に送付はしていない、広報、ケアマネ会議等で周知。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

<回答>

ひとり暮らし非課税者については、福祉給付金の対象者として助成しておりますので、引き続き町単独で対象者として助成しております。

70歳以上の高齢者については、現在、愛知県の後期高齢者福祉医療制度に沿って助成を

行っておりますので、条件に当てはまれば助成の対象となりますが、拡大での助成の予定はありません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

<回答>

保険料等の負担については、各被保険者の所得状況に応じて適正に賦課されているものでありますので、保険料滞納者の方については、保険料負担をお願いしていくとともに適正に対応してまいります。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

<回答>

愛知県の後期高齢者福祉医療制度に準じて対応しておりますので、当面適用の予定はありません。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

<回答>

当面のところ適用の予定はありません。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

<回答>

当面のところ実施予定はありません。

②妊娠婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

<回答>

上記陳情回数での実施予定なし。(平成20年度は拡充済み)

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

<回答>

平成17年度に税率等の引き上げをやむを得ず行い、平成19年度まで賦課限度額を含め据え置きました。

平成20年度は、後期高齢者医療制度の施行に伴い、保険税率の見直しを行いました。見直しへ、所得割額を6.7%から6.6%に変更しました。

また、減免制度については、特定世帯に対する減免を拡充しました。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

<回答>

保険税は、保健事業に要する費用に充てるため課税していますが、就学前の子どもについて均等割の対象から外すと他の被保険者の税負担が増えてしまう。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

<回答>

現行の地方税法703条の5の保険税の減額(752割減額制度)により対応したい。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

<回答>

現在は、前年所得が500万円以下で当年の見込所得が2分の1以下の場合に減額していますが、規則改正の予定はありません。

(国保税条例施行規則第6条)

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

<回答>

滞納者の中には、国民健康保険税以外にも滞納している場合が多く、支払えるにもかかわらず滞納している納税義務者も多く見られるので、分納誓約等で納付して頂けない場合は、税の公平性を図るためやむを得ない。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

<回答>

滞納者に関しては、保険税が払えない事情を聴取しており、分納誓約により保険税を納付してもらっている。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

<回答>

制度上(地方税法第706条、国民健康保険法第76条の3)やむを得ない。

ただし、保険税を2年間滞納することなく納めていただいている人で、口座振替により納めていただける人につきましては、申し出により特別徴収を中止させていただいています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

<回答>

一部負担金の減免制度の規定はありません。近隣市町と調整してみたい。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

<回答>

資産要件については、障害者自立支援法に沿った負担措置となっている。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

<回答>

自立支援給付と地域生活支援を統合した上限額の設定を行っている。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

<回答>

団体ヒアリングや策定委員会等において障害のある人の声を聞き取りし、計画にあたります。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

<回答>

特定健診及び歯周疾患検診は無料。がん検診は費用の3割程度の自己負担あり。がん検診無料化は実施予定なし。協力医療機関が少ないため個別検診の実施は困難。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

<回答>

実施している。

7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

<回答>

法どおりに対応。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上